



発行 東京都

目次

告示

○建築基準法による道路の指定の変更(四件)……

…(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課)…

○建築基準法による意見の聴取……

…(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第三課)…

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区

域の指定(二件)……

…(環境局環境改善部化学物質対策課)…

告示

●東京都告示第六百二十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第四十二条第二項の規定による道路の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和六年五月十四日

東京都多摩建築指導事務所長

茂木竜一

変更に係る道路の種類

変更年月日

変更に係る道路の位置

変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第二項の規定による道路

令和六年四月十日

武蔵村山市本町一丁目五十八番一及び五十九番一の各一部

延長 四六・六〇  
幅員 四・〇〇

●東京都告示第六百二十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第四十二条第二項の規定による道路の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和六年五月十四日

東京都多摩建築指導事務所長

茂木竜一

変更に係る道路の種類

変更年月日

変更に係る道路の位置

変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第二項の規定による道路

令和六年四月十日

武蔵村山市榎三丁目五十九番一(甲)、同番三、百番一及び同番二(乙)の各一部

延長 三五・九〇  
幅員 四・〇〇

●東京都告示第六百二十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第四十二条第二項の規定による道路の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和六年五月十四日

東京都多摩建築指導事務所長

茂木竜一

変更に係る道路の種類

変更年月日

変更に係る道路の位置

変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第二項の規定による道路

令和六年四月十日

武蔵村山市榎三丁目五十八番一(甲)及び同番三の各一部

延長 四六・七〇  
幅員 四・〇〇

●東京都告示第六百二十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第四十二条第二項の規定による道路の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和六年五月十四日

東京都多摩建築指導事務所長

茂木竜一

変更に係る道路の種類

変更年月日

変更に係る道路の位置

変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条 令和六年四月十日 武蔵村山市榎 延長  
 第二項の規定 三丁目四番二、二九・九〇  
 による道路 五番一、同番 幅員  
 九、八番一及 四・〇〇  
 び同番二の各 一部

●東京都告示第六百二十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十八条第一項ただし書の規定による許可申請があつたので、同条第十五項の規定により、次のように公開による意見の聴取(以下「公聴会」という。)を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の期日の三日前までに、東京都多摩建築指導事務所長に対し、意見の要旨並びに住所、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。

令和六年五月十四日

東京都多摩建築指導事務所長

茂 木 竜 一

一 公聴会を行う日時 令和六年五月二十一日(火曜日)午後三時から

二 公聴会を行う場所 東京都青梅合同庁舎三階第五会議室  
 青梅市河辺町六丁目四番地の一

三 書面の提出先

東京都多摩建築指導事務所建築指導第三課日影規制・紛争調整担当  
 (東京都青梅合同庁舎三階)  
 青梅市河辺町六丁目四番地の一  
 電話〇四二八(二三)三二八九

四 公聴会を行う理由 次の建築許可をするため

建築主任 八王子市旭町一番八号  
 所氏名 東日本旅客鉄道株式会社

建築敷地 青梅市勝沼二丁目百四十五番一及び百六十六番一の各一部  
 地域地区 第一種低層住居専用地域、第一種高度地区及び建築基準法第二十二区区域  
 等 既存建築物の概要 申請の概要

工事種別 展示場(記念館)ほか  
 及び用途 展示場(上家) 増築  
 敷地面積 約八、二〇〇平方メートル 増減なし

建築面積 約六五八平方メートル 約一、一二四平方メートル(合計約一、七八二平方メートル)

延べ面積 約六八四平方メートル 約一、一二四平方メートル(合計約一、八〇八平方メートル)

構造及び階数 鉄骨造 地上二階 鉄骨造 地上二階

高さ 六・六五三メートル 六・四八四メートルほか

適用条文 建築基準法第四十八条第一項ただし書

●東京都告示第六百二十九号

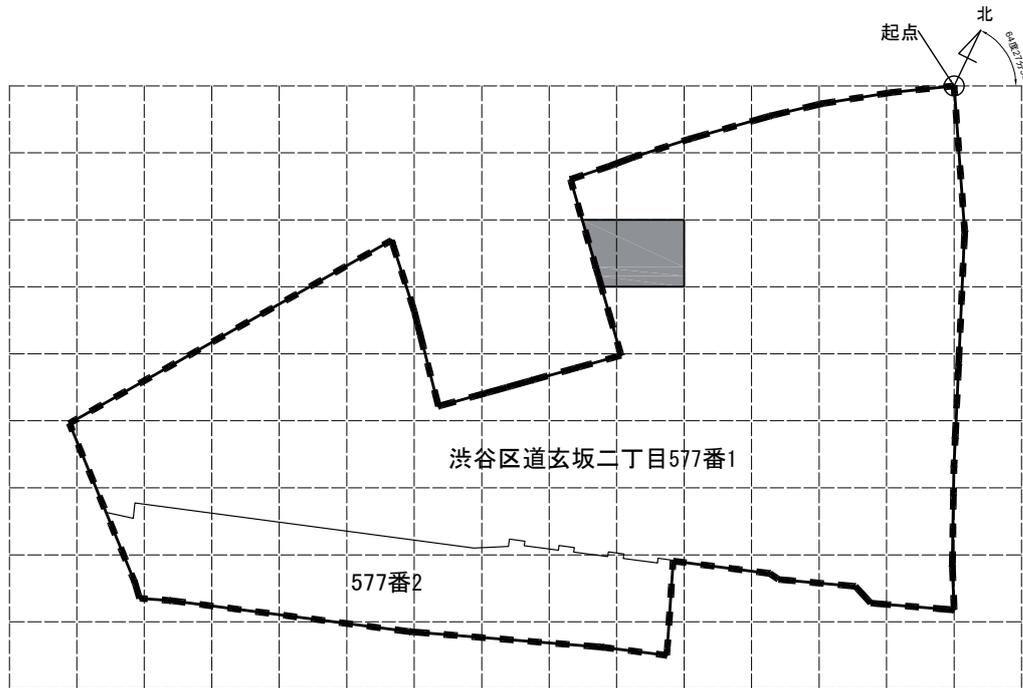
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年五月十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(渋谷区道玄坂二丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- 敷地境界
- - - 調査対象地
- 筆境界
- - - 単位区画線
- 形質変更時要届出区域

【起点】

起点は、渋谷区道玄坂二丁目577番1の最北端とする。

【格子の回転角度（64度27分39秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第六百三十号

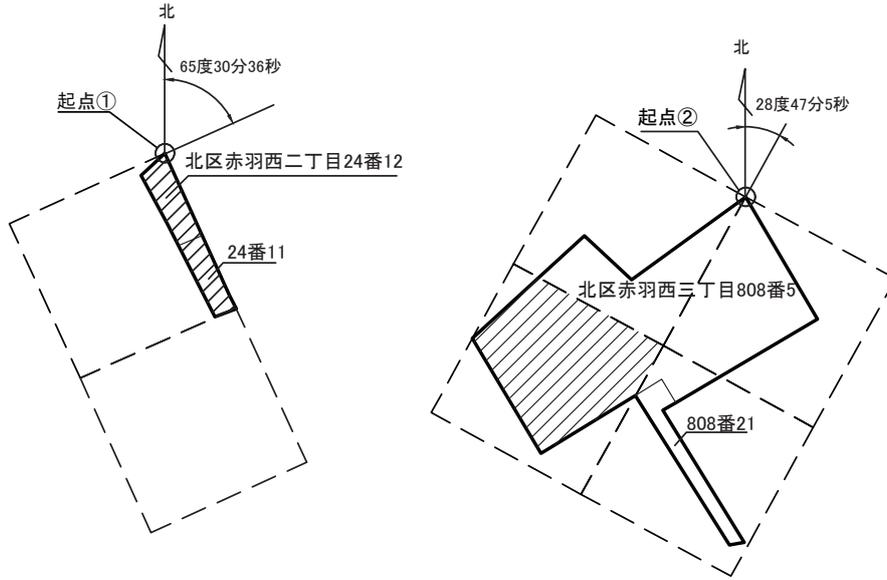
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年五月十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（北区赤羽西二丁目及び赤羽西三丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びにふっ素及びその化合物

別図



**【凡例】**

- 調査対象地
- - - 単位区画
- 筆境界
- ▨ 形質変更時要届出区域

**【起点】**

起点①は、北区赤羽西二丁目24番12の最北端とする。  
 起点②は、北区赤羽西三丁目808番5の最北端とする。

**【格子の回転角度】**

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

起点① 65度30分36秒  
 起点② 28度47分5秒

発行 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 電話 〇三(五三二二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価

本号 三〇円  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所

三鈴印刷株式会社  
 東京都千代田区神田神保町三丁目三十三番地一  
 電話 〇三(五二七六)〇八一(代)

郵便番号 101-0051